

自動体外式除細動器貸借 仕様書

1 目的

この仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局が調達する消防庁舎及び消防車両に設置する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）について必要な事項を定める。

2 目的物件及び数量

AED 15台

3 貸借期間

令和7年5月1日から令和12年4月30日まで（60ヶ月）

4 貸借機器の条件等

（1）本体

ア 医療機器として薬事法に基づく厚生労働大臣の承認を得ており、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。

イ 非医療従事者に対しても使用が認められ、速やかに操作ができる機器であること。

ウ 出力は二相性波形（バイフェージック）であること。

エ 日本版救急蘇生ガイドライン2020に対応した機器であること。

オ 常時、正常な状態で使用可能なセルフテスト機能を有し、使用の可否について本体上で確認できる機器であること。

カ 本体の切替スイッチ及び切替キー、又は電極パッドの切替により、成人モードと小児モードの変更ができる機器であること。

キ 電極パッドは、本体に接続された状態で保管されていること。

ク 付属品として、次のものを含むこと。

（ア）専用キャリングケース

（イ）本体用バッテリー 1式

（ウ）電極パッド 2組

（エ）救急セット一式（タオル、ハサミ、剃刀、手袋等）

（オ）その他標準的な付属品

5 メンテナンス

（1）消耗品の交換について

ア 定期交換用消耗品一式（電極パッド、本体用バッテリー等）を交換時期に無償で交換すること。

イ AED使用後に交換が必要となる消耗品（電極パッド等）を無償で交換すること。

（2）電極パッド及び本体バッテリーの交換時、交換の状況を書面で報告すること。

（3）貸借契約期間中は品質及び機能を保証し、通常使用下における故意又は重大な過失による故障等を除き、製品のメンテナンスを無償で行うこと。

6 機器の納入

- (1) AEDは、一括して鳥取県西部広域行政管理組合消防局に納入すること。
- (2) 賃貸機器の納入に係る費用については、賃貸人の負担とし、使用可能な状態に設定し納入すること。
- (3) AED納入時に機器の取扱い説明を実施すること。

7 機器の返還

- (1) 機器の返却は、賃貸借期間終了時の状態で返還するものとする。
- (2) 賃貸機器の返還にかかる費用については、賃貸人が負担すること。

8 納入期限

令和7年4月30日まで

(納入期限前に納入された場合においても、賃貸借期間開始日は令和7年5月1日とする。)

9 契約保証金

この契約に係る契約保証金は、免除するものとする。

10 その他

入札に参加する者は、高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可を有するものであること。

別紙

利用場所

	住所	名称	電話番号
1	米子市両三柳5452番地	西部消防局	0859-35-1951
2	米子市富士見町1丁目103番地1	米子消防署 ①	0859-39-0251
3	米子市富士見町1丁目103番地1	米子消防署 ②	0859-39-0251
4	米子市上福原313番地1	米子消防署皆生出張所	0859-39-0253
5	西伯郡南部町清水川3番地1	米子消防署南部出張所	0859-39-6003
6	西伯郡伯耆町溝口20番地4	米子消防署伯耆出張所	0859-39-9001
7	境港市中野町2116番地	境港消防署 ①	0859-47-0119
8	境港市中野町2116番地	境港消防署 ②	0859-47-0119
9	米子市大篠津町2913番地1	境港消防署弓浜出張所	0859-48-2005
10	西伯郡大山町末吉403番地2	大山消防署 ①	0859-39-5002
11	西伯郡大山町末吉403番地2	大山消防署 ②	0859-39-5002
12	西伯郡大山町長野880番地3	大山消防署中山出張所	0858-49-3001
13	日野郡江府町大字武庫1390番地3（令和7年9月まで（予定）） 日野郡江府町大字武庫125番地1（予定）（令和7年10月から（予定））	江府消防署 ① ※	0859-77-2001
14	日野郡江府町大字武庫1390番地3（令和7年9月まで（予定）） 日野郡江府町大字武庫125番地1（予定）（令和7年10月から（予定））	江府消防署 ② ※	0859-77-2001
15	日野郡日南町生山349番地1	江府消防署生山出張所	0859-77-1001
16			
17			
18			
19			
20			

※江府消防署は令和7年10月から新庁舎へ移転予定

年 月 日

入 札 書（第 回）

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成8年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）第2条において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和3年鳥取県西部広域行政管理組合規則第7号）第2条において準用する米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）を承知の上、次のとおり入札します。

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

㊞

件 名	自動体外式除細動器賃貸借
納入場所	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局
入札金額	金 円 ⎵ 自動体外式除細動器 15台の60か月分の総額

注意

- 1 入札書は、封書にし、封筒表面に「入札書在中」と表示し、裏面に件名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、金額の訂正はできません。

年 月 日

辞 退 届

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の入札物件について、第 回目の入札を辞退します。

記

1 件 名 自動体外式除細動器賃貸借

2 開 札 日 年 月 日

3 辞 退 理 由

○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

※一点鎖線部分を切り取り、長3封筒に貼付してご使用ください。

配 達 日
指定郵便

配達指定日
令和7年4月17日（木曜日）

入
札
書
在
中

〒689-3403
鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合
事務局総務課 入札財政担当 行

○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 1 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 2 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 3 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 4 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

入 札 番 号	広消12
案 件 名	自動体外式除細動器賃貸借
差出人 住所 商号又は名称 代表者の職氏名	※

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。